

実務者同士の レビューで 安全性を担保

金箱温春

金箱構造設計事務所



6月20日の施行から遅れること約1カ月半後の8月10日、構造設計者にとって実務の指針となる基準解説書がようやく発刊された。それでも実務の現場における混乱は収まらなかった。金箱さんは、「基準解説書には、国交省の告示に書かれていない内容についても、『望ましい』という表現で書かれているものがある。この『望ましい』とされている内容は、法律ではなく、あくまでも設計者の判断に任せられている範囲。それなのに、審査側がまるで法律で規定しているかのように申請者に守らせようとしていることに、混乱の原因がある」。なぜ、このような間違っただけの「厳格化」がなされるのか。「これまでも、図面が『望ましい』ことと異なる場合は多々あった。それでも審査側は、設計者の説明を聞き、自分の裁量で判断していた。それなのに、6月20日以降、突然、その判断ができなくなってしまった。審査側が処罰を恐れているためか。あるいは、自分の判断ではなく、法律だからと守らせる方が楽なんだろう」。しかし法律ではないのだから、設計者が自説を通すこともできるはず。「設計者にそこで闘う気力が必要である」。

今回の改定について、「建築士性悪説だ」と憤怒する実務者も多い。しかし、制度の実効性を人格の問題にすり替えてはならない。国民にとって関心があるのは、法改定によって耐震偽装が防止できるのか、建築物の安全性は確保されるのか、ということだ。「確認を厳格化することで偽装事件の再発防止はできる。しかし、そのためにあまりにも莫大なコストをかけた。それを国民は受容できるのだろうか。耐震偽装は、建築主と所有者がすぐになってしまう分譲マンションや建売住宅といった特殊建築の問題だった。自分が住む住宅や所有する事務所ビルの建築主にとっては、今回の偽装事件は関係のない話だろう。これまで通り、自分が信頼できる設計者、施工者に依頼すればいいものを、なぜ厳密なチェックのために面倒くさい手続きを強いられ、お金と時間をロスしなくちゃならないんだ、という怒りも当然出てくる」。

金箱さんは、制度策定ワーキンググループの委員の一人として、ピアレビューのあり方について意見を述べてきた。適合性判定によってヒューマンエラーは防止できるのか。「JSCAとしても、専門家同士が、構造設計としてふさわしいかどうかをレビューする制度は、ヒューマンエラーの防止のために、必要だと主張してきた。しかし、でき上がった適合性判定制度は、JSCAの意見がほとんど反映されていない。一体、何のために制度策定の会議に参画して苦勞してきたのかと憤っている。基準をつくり、判定員がそのチェックリストに基づいて判定するという硬直した制度では、良質な建築を生み出すシステムにはならない。本格的に適合性判定が動き出したら、設計の実務者、良識ある構造技術者は、イメージと違うために適合性判定員を辞める人も出てくるだろう。設計の実務者が、その経験を生かしてレビューすることで、ヒューマンエラーを防止し、良質な建築を生み出していくという本来の趣旨に直すべきだ」。

東京工業大学の非常勤講師も務める金箱さん。制度や法律によって建築の設計が規定されるような状況が進めば、建築家を志す若者も減ってしまうのでは。「建築をつくっていく上で、夢や楽しさは大変重要なこと。今回の法改定はそれを無視し、建築士は、ただ真面目に日々の業務に当たればそれでよいと言っているかのようだ」。